

## 令和2年度 第1回大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議 配付資料説明について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、標記会議については、書面会議とさせていただきます。委員の皆様には、ご不便、お手数をおかけし大変申し訳ございません。

会議にあたり、資料についての説明を毎回しておりますが、今回はそれが困難のため、こちらの書面にて替えさせていただきます。

今回は、委員のみなさまに資料をお目通しいただいたのち、別紙の意見書の様式にご意見をいただく方式をとりたいと考えております。**要確認**のマークがついている資料は、特によくお読みいただき、ご確認いただきたいものにつけさせていただきます。

資料をご覧いただき、ご不明な点等ございましたら、事務局までご連絡ください。

- 【資料番号1】大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱
- 【資料番号2】大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議委員名簿
- 【資料番号3】大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議区側出席者名簿

毎年度初回の会議でお示ししているものです。いずれもご確認ください。

【資料番号1】は、この会議の設置要綱です。

【資料番号2】は、令和2年度の推進会議の委員の方の名簿です。

【資料番号3】は、令和2年度の推進会議に出席する区管理職の名簿です。

- 【資料番号4】令和元年度高齢者等実態調査報告書（冊子）

昨年度実施いたしました、標記実態調査の報告書となります。第8期プランはこの結果もふまえて策定を進めてまいりたいと考えております。ぜひご覧いただきたくお願いいたします。

- 【資料番号5】おおた高齢者施策推進プラン第7期計画実施状況（重点項目）案 **要確認**

第7期計画（平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの3か年）に定めた7つの重点項目について、実施状況の振り返りを行った結果を掲載しております。7期計画のまとめとなるものです。第8期プランは、この結果も参考にして策定してまいりたいと考えております。

また、例年お示ししております、単年度の事業ごとの実施状況（おおた高齢者施策推進プラン令和元年度実施状況（令和2年3月末現在））は、大田区ホームページにて公開しておりますので、こちらもあわせてご覧ください。

- 【資料番号6】介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について（法定報告） **要確認**

平成29年の介護保険法改正により、介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度

化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表、東京都へ報告するものと規定されました。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる、資料6に掲載した2事業を①と②に関する法定報告対象事業として選定し、報告することといたしました。

その報告内容については公表するよう示されているため、今回の推進会議において委員の皆様にお示しさせていただき、のちに大田区ホームページに掲載することといたします。

### ●【資料番号7】(仮)第8期介護保険事業計画基本指針について **要確認**

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は3年を一期とする区市町村介護保険事業計画のガイドラインの役割を果たす基本的な指針(以下「基本指針」)を定めることとされております。

基本指針は、今後7～8月頃に案が提示され、さらに厚生労働省告示として示されます。今回、送付しました資料は、令和2年2月21日開催の社会保障審議会介護保険部会において議論されている基本指針のたたき台となるものを大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議用として加工しました。従いまして、これは国の指針の方向性案として示されたものですので、今後変更の可能性もあります。

基本指針は、第8期計画で実施すべきサービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項のほか計画の基本的・任意事業等が記載され、概ね区の計画における骨子案(目次)の土台となるものです。

### ●【資料番号8】次期おおた高齢者施策推進プラン(大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)の策定について(概要) **要確認**

次期、第8期のプランの概要について、位置づけや記載内容及び体系図案等をお示ししております。8期の計画基本指針については資料番号7でお示ししたとおりで、2025年にむけた取組を推進してまいります。しかし、新型コロナウイルスによる区政運営への影響も考えられることから、真に大田区に必要な事業を選択し、計画に盛り込む必要があります。

詳細については、次回会議でお示しいたします。

### ●【資料番号9】保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の概要について

保険者機能強化推進交付金とは、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組に対し、国が定める指標に対する評価(達成状況)に基づき、各保険者(自治体)に交付される財政的インセンティブとなります。

今年度は従来の「保険者機能強化推進交付金」に加え、新しく「保険者努力支援交付金」が創設され、介護予防・健康づくりの取組を重点的に評価する仕組みとなりました。

第8期計画においては、「保険者機能強化推進交付金」と「保険者努力支援交付金」を活用した施策の充実・推進として、一般会計による介護予防等に資する独自事業等を検討する必要があります。

### ●【資料番号10】2020年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標

資料番号10では、交付金の評価指標についてお示しさせていただいております。

指標構成は概ね2019年度と同等ですが、個々の事業等の実績値が評価対象となるアウトカム指標等が拡充されております。資料番号8で記載した、「保険者機能強化推進交付金」とともに「保険者努力支援交付金」の対象となる項目は、資料右欄の「推進・支援」の表記のある項目が該当します。

●【資料番号11】大田区介護サービス事業所介護人材等に係る調査

令和元年10月1日を調査基準日とし、区内の介護サービス事業所（福祉用具貸与、福祉用具販売、介護予防支援を除く）726事業所を対象に介護人材に係る調査を実施しました。区内に従事する訪問介護員及び介護職員数は7,707人（中位推計）と推計されます。このほか、従業員の不足感、離職率等を把握し、今後の介護人材の確保・定着・育成に向けた取組の基礎資料とします。

●● 意見書提出について ●●

別紙 意見書様式に、記入のうえ委員の皆様全員のご提出をお願いいたします。

〆切は、令和2年6月12日（金）です。